

墓の現代的課題

主席研究員 小谷 みどり

目次

1. 墓をめぐる諸問題	2
2. 価値観の多様化	5
3. 墓地政策のあり方	8

要旨

- ① わが国は多死社会にあつて、今後、大都市部では墓地が不足するという予測がなされている。墓地不足の問題は1980年代後半にはすでに露呈していた。背景の一つには、高度成長期に地方から都市部へ流入してきた人たちが80年代に入って続々と定年退職を迎え、新たにお墓を必要とするようになったことがある。
- ② しかし2040年以降、死亡者数は減少に転じることもあるうえ、墓のあり方や墓に対する価値観は多様化しており、死亡者の増加で墓地が本当に不足するのか、自治体には長期的な視点での墓地政策が求められる。
- ③ 若者が都市部へ流出し、人口が減少する地方には、無縁墓の増加が深刻な自治体もある。墓を継承する人がいないという問題は、子どもがいない人や結婚していない人など子孫がいない人だけの問題だと捉えられがちだが、墓の無縁化は、継承者の喪失だけでなく、人口の地域間流動の激化によっても起きるという意味では、社会の問題として捉えるべきである。
- ④ ライフスタイルや価値観の多様化で、墓のかたちは多様化、あるいは散骨のように無形化している。それはすなわち、遺骨の収蔵場所の多様化を示している。しかし墓には遺された人が死者と対峙する空間としての機能もある。墓の問題を考えると、遺骨の収蔵場所としての機能をどうするかということと、死者をどう偲ぶかということとを分けて考えなければならない。
- ⑤ 墓のかたちが多様化するなか、死者をどう偲ぶかという墓の機能を生者に対してどう担保するかについても、みんなが考えていく必要がある。

キーワード：墓、多死社会、無縁化

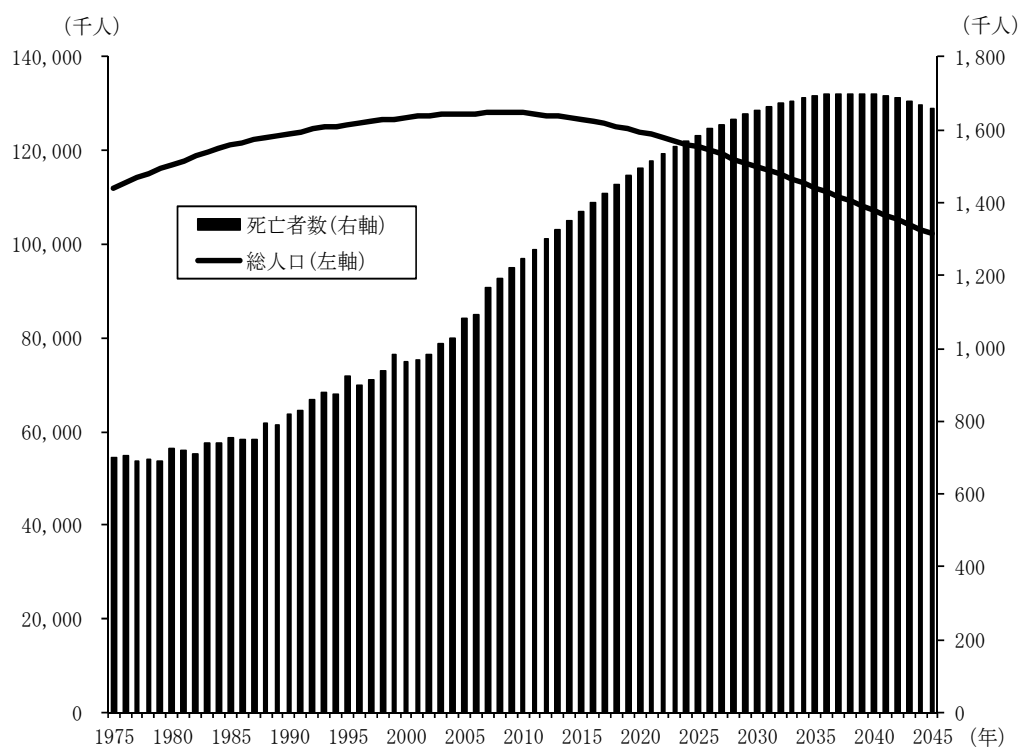
1. 墓をめぐる諸問題

(1) 多死・人口減少社会

1) 死亡者数増加による影響

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、わが国の年間死亡者数は、これから20数年間は急増する一方で、総人口のピークはすでに超え、今後は減少の一途をたどる（図表1）。

図表1 死亡者数と総人口の推移



資料：総務省統計局「人口統計」、厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」から筆者作成

多死社会がお墓のあり方に与える影響は大きい。そのひとつに墓地不足が挙げられる。2007年に発表された東京都公園審議会の報告書『都立霊園における新たな墓所の供給と管理について』では、「大都市の墓所需要は依然として高く」と述べられており、人口増加による墓地不足が指摘されている。現に、東京都立霊園の2015年の募集では10倍以上の倍率になった区画もあり、全体の平均倍率は7倍近かった。2013年に募集された相模原市宮峰山霊園では、100倍近い倍率になった区画もある。横浜市墓地問題研究会では、2010年に発表した報告書で、2026年までに横浜市内で9万4,000区画の墓地の整備が必要になると提言している。同じく、さいたま市でも2014年から2034年ま

での20年間で約4万9,000区画、1年あたり2,000~2,500区画の需要が発生すると見込んでいる。

都市部での墓地不足は今に始まった問題ではない。1987年に募集された東京都立の八王子霊園では、750区画に1万4,000人が応募し、20倍近い競争率になっていた。この背景には、高度成長期に地方から都市部へ流入してきた人たちが80年代に入って続々と定年退職を迎え、新たにお墓を必要とするようになったことが挙げられる。

都市化の進んだ地域では墓地の用地確保が困難なうえ、バブル景気で土地の値段が高騰したこともあり、夢のマイホームはもちろん、都市部に小さなお墓を建てることさえもままならない人生を「ハカナイ」と揶揄することもあった。当時の総理府が1990年におこなった「墓地に関する世論調査」では、「現在、都市では墓地の不足が深刻な社会問題となっていますが、あなたは、このことをご存知ですか」という質問に対し、65.8%が「知っている」と回答しており、この頃には、墓地不足の問題が社会に広く認識されていたことが分かる。

しかしながら、墓に対する価値観はこの20年間で大きく変容している。たとえば、1990年台初頭は、首都圏の民間霊園で売り出されていた一般的な区画は3.0㎡だったが、2000年頃には2㎡の区画が中心になり、最近では1.5㎡に満たない区画の売出しが目立つ。東京都心には、40センチ四方にも満たないわずか0.15㎡の区画を売り出している墓地は何ヶ所もある。東京都立の小平霊園で2015年に募集された区画の倍率をみると、最大の5.75~5.85㎡の区画では4.3倍だったが、最小の1.85~2㎡の区画では9.6倍と、小さな区画に人気があることがわかる。

これから先も、従来のような大きな墓をほとんどの家庭が建て続けるという前提であれば、死亡者数の増加で将来的に墓地は不足するという見方もできる。しかし前述のように、小さい区画を希望する人が少なくないといううえ、納骨堂や血縁を超えた人たちと一緒にいる共同墓のほか、散骨をしてそもそも墓をもたないなど埋蔵形態が多様化していることもかんがみると、必ずしも墓地は不足するとはいえないのではないだろうか。2040年以降、死亡者数は減少に転じることもあり、自治体には長期的な視点での墓地政策が求められる。

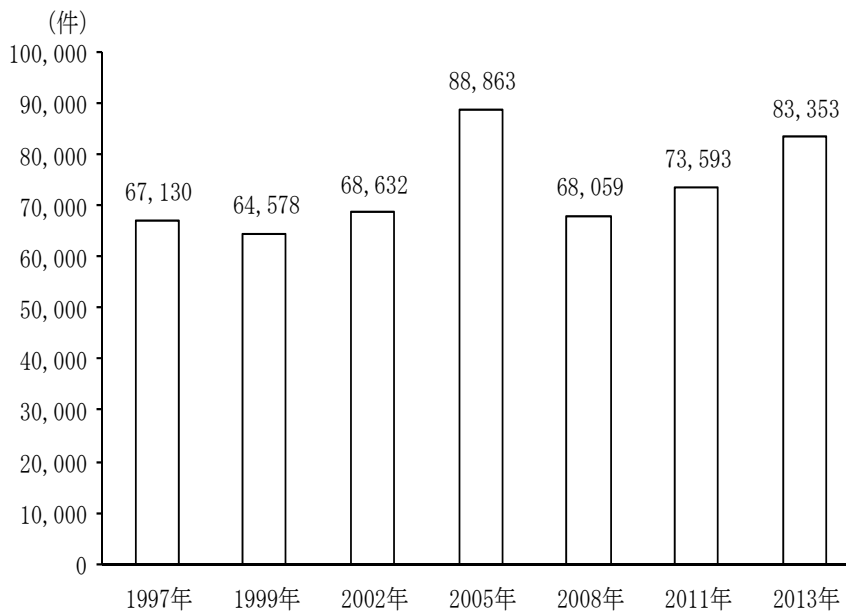
2) 人口減少社会における墓のあり方

民間研究機関「日本創成会議」は2014年、2040年には全国1,800市区町村の半分の存続が難しくなり、29.1%にあたる523の自治体が「消滅可能性都市」であるというレポートを発表し、世間に大きな衝撃を与えた。実際に自治体が消滅するかどうかはさておき、若者が都会から地方に移り住むか、あるいは一度都会に出たとしても再び地方に戻ってくるような流れが作れなければ、地方のさらなる人口減少が避けられないのは明白である。

国立社会保障・人口問題研究所の2011年「人口移動調査」によれば、現在の居住地

が出生地と同じ人（生まれてから一度も居住地を移動したことがない人だけでなく、少なくとも一度は移動したものの、現在は出生地と同じ人も含む）は21.1%しかいないが、1986年調査では30.3%だった。人口の地域間流動化が激化すれば、先祖の墓が子孫にとってなじみのない場所にあるという人が増加する。昨今、居住地の近くに墓を移したいと考える人は少なくなく、2013年だけでも、お墓を移す改葬は8万件を超えており、ここ15年で緩やかに増加する傾向にある（図表2）。

図表2 改葬件数の推移



注：図中の数字は、改葬総件数から無縁墳墓等の改葬件数をひいたもの
資料：厚生労働省「衛生行政報告例」

(2) 核家族化の影響

子孫が改葬するならいいが、そのまま墓を放置する人は少なくないと思われる。高松市では1990年度に11か所の市営墓地で、長期間お参りの形跡のない無縁墓の調査をしたところ、約2万4,500基のうち、3分の1にあたる約7,500基の使用者がわからなかったという。熊本県人吉市では、2013年に市内の全墓地995ヶ所の調査をしたが、4割以上が無縁墓で、なかには8割が無縁墓となっている墓地もあった。こうした墓のなかには、子孫がいてもその地には住んでおらず、結果的に墓の管理ができず放置されている墓が少なくないことは容易に想像できる。

人口が都市部に流出し、高齢化や過疎化が進む地域では、空き家の増加も深刻だ。総務省「住宅・土地統計調査」（2013年）によれば、誰も入居しておらず、放置されている空き家は、2013年10月現在で全国に約820万戸あり、住宅総数の13.5%と7軒に1軒を占める。高度成長期以降、新しい住宅が次々に建てられ、住宅数が世帯数を上回っていることが空き家発生の一つの要因だが、高齢化率が高い地域では空き家率が高

いことがわかっている。1980年以降、高齢者の三世同居が少なくなり、高齢世帯の核家族化が進んだことも空き家の増加につながっている。厚生労働省「国民生活基礎調査」によれば、1975年には、65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、三世同居は54.4%と過半数を占めていたが、その割合は年々、減少の一途をたどり、2014年にはわずか13.2%にまで減少し、ひとり暮らし（25.3%）や夫婦のみ（30.7%）を大きく下回った。ひとり暮らしや夫婦のみで暮らす高齢者の住居は、将来的に空き家となる可能性はある。

高齢世帯の核家族化が進み、本人の死後も子や孫がそこに住み続けるという「住宅の継承」がおこなわれなくなることは、子孫の有無にかかわらず、子々孫々での継承を前提としてきた墓のあり方にも影響を及ぼす。

第一生命経済研究所が2009年に実施した調査によれば、自分の墓が「無縁墓にはならない」と回答した人は13.9%にとどまり、「近いうちに無縁墓になる」と回答した人は4.1%だったものの、「いつかは無縁墓になる」と回答した人は50.3%と半数を超えた（小谷 2010）。しかも子どもがいる人でも、過半数の52.7%が無縁化する可能性があると考えていた。

墓を継承する人がいないという問題は、ともすれば、子どもがいない人や結婚していない人に固有の問題だと捉えられがちだが、地方から大都市への人口流入、都市から都市への人口の流動化の激化などによっても、継承者が遠くにいて管理できず、実質的には無縁になった荒れたお墓は増加する。つまりお墓の無縁化は、継承者の喪失だけでなく、お墓の放置によっても起きる。

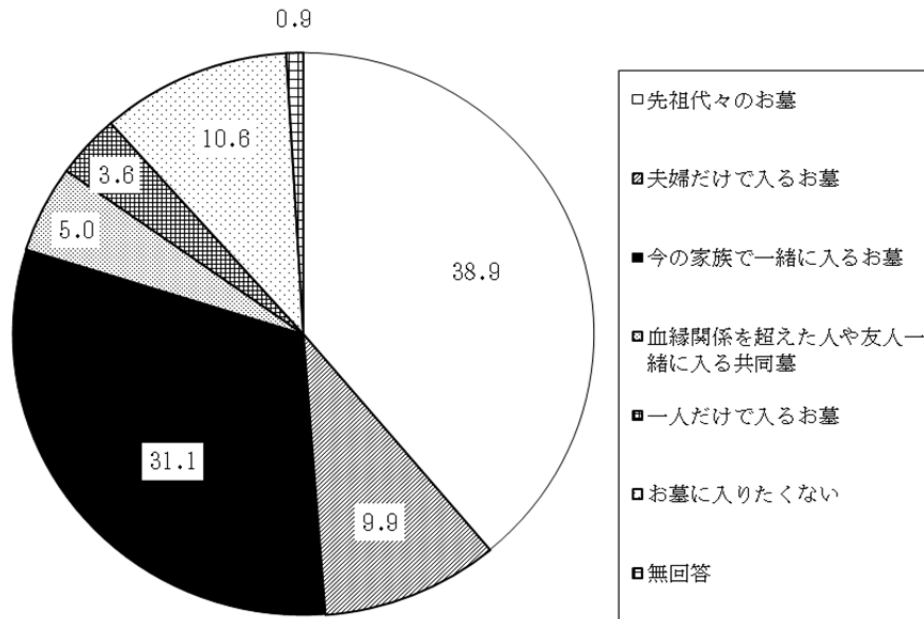
2. 価値観の多様化

(1)「〇〇家の墓」から「家族の墓」へ

社会の変容は、墓に対する価値観の多様化につながる。2011年に20代～80代までの全国男女2,000人を対象とした「お墓に関する意識調査」（科研費研究：代表者 鈴木岩弓）では、「あなたは、どのような形態のお墓（納骨堂を含む）に入りたいと思いますか。現在、お墓があるかないかに関わらず、お答えください」という質問に対し、「先祖代々のお墓」を挙げた人が最も多かったものの、その割合は38.9%にとどまった。一方で、「今の家族で一緒に入るお墓」を望む人は31.1%おり、墓の“核家族化”を志向する人は少なくない（図表3）。

墓の核家族化傾向は、前出の総理府の「墓地に関する世論調査」（1990年）でもすでにみられる。「あなた自身は、一つの区画の墓地に一緒に入るのはどういう人が望ましいと思いますか」と複数回答を求めたところ、「配偶者」（86.8%）や「子ども」（71.0%）が圧倒的に多く、「自分の両親」（47.6%）や「配偶者の両親」（30.3%）を大きく上回っていた。

図表3 どのような形態のお墓(納骨堂を含む)に入りたいか



資料：鈴木岩弓ら「わが国の葬送墓制の現代的変化に関する実証的研究」（科研費研究）2011年

一緒に入りたい人に配偶者を挙げる人が多い一方、「夫婦は同じお墓に入るべきだ」という固定観念にとらわれない人たちが女性の中に出現した。2003年に40代から70代の既婚男女に第一生命経済研究所が実施した調査では、「夫婦は同じお墓に入るべきだ」という考えに対して、「どちらかといえばそう思わない」「そう思わない」と回答した人は男性で6.4%、女性で17.5%いたが（小谷 2005）、60代から70代までを分析すると、男性の16.2%、女性の21.6%を占め、高齢者の方がそう思わない人が多い。

2014年に60代、70代の既婚男女に対して第一生命経済研究所が実施した調査結果では、「夫婦は同じお墓に入るべきだ」という意見に対して「あまりそう思わない」「そう思わない」男性は12.6%、女性では23.1%いた（小谷 2015）。二つの調査結果を比較する限りでは、夫婦が共に老い、死後は同じ墓に葬られることを意味する「偕老同穴」という考え方を必ずしも支持しない高齢者は、この10年あまり、男女ともに変わらず一定数いることが分かる。

また実際に、現在の配偶者と同じ墓に「入りたい」と回答した人は54.0%と過半数を占めたが、性別にみると、「入りたい」と回答した男性は64.7%いたのに対し、女性では43.7%と半数を下回っており、60代、70代の既婚女性で夫婦別墓を希望する人は19.5%もいた。

このように日本の墓は、代々継承することを前提とした「〇〇家の墓」から、あの世での住まいとしての家族墓へと意識の上で移行しているといえる。

(2) 血縁を超えて

昨今、わが国でもコレクティブハウスやグループリビングなど、入居者がそれぞれのプライバシーを守りつつ、共同で使えるキッチンやリビングルームに集い、一つ屋根の下で居住するスタイルが注目されている。

お墓も同様で、血族や姻族ではなく、血縁を超えた人たちで入るお墓を志向する人たちもでてきた。1990年代に入って、お墓の継承者がいない人たち、子々孫々での継承を前提とするお墓のあり方に疑問を持つ人たちを中心に、血縁を超えた人たちで合葬される共同墓が普及してきたのである。こうしたお墓は継承を前提とせず、自治体や宗教法人、市民団体などが管理者となり、納骨できる人を特定の家族や親族に限定しないところに特徴がある。

とはいえ、1990年の総理府「墓地に関する意識調査」では、都市の墓地不足を解消し、土地を有効に活用するためという前提の下に「共同参拝墓地」をどう思うかをたずねた質問で、「積極的に評価する」とした人は11.6%しかおらず、「墓地としてふさわしくない」と回答した人が42.6%と、この頃には、血族・姻族以外で入る共同墓への忌避観は根強くあった。

ところが2009年に第一生命経済研究所がおこなった調査では、血縁や婚姻関係を超えた人たちで一緒に入る共同のお墓（合葬式のお墓）についての考えをたずねたところ、「お墓としては好ましくない」と回答した人はわずか5.8%で、「自分は利用したくないが、承継者の問題などから普及するのはやむをえない」と考えている人が49.3%と半数近くにのぼった（小谷 2010）。また「生前に知っている友人や家族などと一緒であれば、自分は利用してもよい」「知らない人と一緒でも、自分は利用してもよい」と考える人を合わせると、29.2%の人は合葬墓に入ってもよいと考えていた。この20年間で、継承を前提とせず、血縁のない人たち同士で葬られる合同墓が少しずつ広がりをみせていることがわかる。

(3) 墓に入らない

「墓地、埋葬等に関する法律」では、墓地以外に遺骨を埋めることを禁じており、自宅の庭に遺骨を埋めれば違法となるものの、撒くことは規制の対象ではないとされている。ある市民団体が1991年に、神奈川県相模灘沖で散骨を実施した際、散骨は刑法の「遺骨遺棄」などの法律に違反するかが問題となったが、当時の法務省は、「葬送を目的とし節度を持って行う限り、死体遺棄には当たらない」という非公式の見解を出した。

しかし当時は、散骨を新たな葬法として認知する人は少なかった。1990年の総理府調査では、「現在諸外国では、墓地などにお骨を埋葬しないで粉にして、墓地の一定の区画、山林、河川、海、空などに散布することが葬法として認められている場合があります。あなたは、このような葬法を認めてもよいと思いますか、認めるべきではな

いと思いますか」という質問に対し、「葬法として認めるべきではないと思う」とする人が56.7%と過半数を占め、「葬法として認めてもよいと思う」という回答は21.9%にとどまった。

ところが、第一生命経済研究所の2009年調査では、海や山に遺骨を撒く散骨について「葬法としては好ましくない」と考えている人は14.7%で、「自分はしたくないが、他人がするのは構わない」と回答した人が55.1%と過半数を占め、散骨も、血縁を超えた人たちと一緒にいる合同墓同様、自分が選択するかどうは別にして、忌避観自体はこの20年間で薄れたといえる。

この背景には、メディアの影響が大きいと考えられる。映画やドラマなどで散骨をするシーンが取り上げられるなど、映像でロマンティックに描かれることで、散骨のイメージや認知度がアップしたことは否定できない。

とはいえ、日本には散骨に関する規制だけでなく、撒き方に関するルールさえもなく、撒く人のモラルに任されているのが現状である。海外では、海岸から離れる距離、遺骨の大きさなどを細かく条例で定めている国が少なくない。

散骨は海や山などの生活空間でおこなうため、住民反対運動も起きやすい。2005年には、北海道の長沼町で、散骨を請け負う団体と近隣住民との間にトラブルが起き、墓地以外に人骨を撒くことを禁止した「さわやか環境づくり条例」が施行された。この条例では、ごみや犬猫の糞尿と並び、人骨を撒くことを禁じている。長沼町の条例制定を受け、七飯町（北海道）、諏訪市（長野県）、岩見沢市（北海道）、秩父市（埼玉県）、御殿場市・熱海市・伊東市（静岡県）でも、散骨を規制する条例を制定している。

3. 墓地政策のあり方

(1) 墓とは何か

「墓地、埋葬等に関する法律」によれば、墳墓とは「死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう」とある。現在、わが国の火葬率は99%を超えており、死体を埋葬することはほとんどないので、現代社会の墓は、遺骨の収蔵場所としての機能を有する装置であるといえる。前章で述べた墓のかたちの多様化は、遺骨の収蔵形態の多様化を示している。

しかし墓には、遺された人が死者と対峙する空間としての機能もある。古い墓地に行くと戦没者の立派な墓を目にすることがあるが、いまだに100万人以上の戦没者の遺骨が収集されておらず、墓石の下に遺骨が入っていないものは少なくない。

また2011年の東日本大震災で墓が被害を受けたある集落墓地では、壊れた墓石が一角に並べられているが、多くの墓石の前に花が絶えず手向けられている（写真1）。墓石の下には遺骨はないため、前述の「墓地、埋葬等に関する法律」によれば、遺骨の収蔵を伴わない区画は墳墓ではない。しかし遺された人にとっては、そこが故人と対

時する空間である限り、遺骨の有無に関係なく、墓であることには変わりがない。

写真1 東日本大震災で被害を受けた集落墓地



注：2014年3月筆者撮影

(2) 墓の無縁化をどう防止するか

ライフスタイルや価値観の多様化で、遺骨の収蔵場所としての墓のかたちが多様化するのとは当然の流れだが、問題は、民法第八九七条では「慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する」とあり、わが国の墓制度が子々孫々での継承を前提としている点である。

しかしすでに述べたように、継承者のいない無縁墓が増加する反面、個や家族の墓を志向する傾向が強くなるという現象が同時進行しており、地域の特性や住民のニーズにあった墓をどう供給できるかといった視点が墓地行政に求められるようになってきている。

そのためには、まず遺骨の収蔵場所としての墓を子々孫々で管理することを強制しない仕組みを構築しなければならない。代々での継承を前提とする「〇〇家の墓」を否定しているのではなく、墓のかたちの選択肢だけでなく、ライフスタイルの多様化に応じた管理維持方法の選択肢を増やすべきであるという発想である。

具体的には、継承を前提とした永代使用ではなく、継承者の有無にかかわらず、どんな人も平等に30年、50年などといった使用期間を定めるという方法が一例として挙げられる。使用期間の設定は必ずしも無縁化防止からだけではなく、公営墓地においては、使用機会を市民に広く平等に与えるという意味でも有効だ。血縁を超えた人たちでお墓を共有し、個人や家族単位では墓を作らないという考え方も、墓の無縁化防

止には有効だ。

それでは、墓のもう一つの機能である「遺された人が故人を偲ぶ場」はどうあるべきなのか。故人を偲ぶ、悼むという行為は私的なものであるし、故人との親密な関係性があることが前提となる。生前に交流があったり、直接見知った関係であったりする必要はないものの、まったく見ず知らずの人のことを心から偲べる人はそうそういない。

わが国ではこの役割を家族に委ね、子々孫々で祭祀し続ける仕組みを構築したが、いまや偲ぶ対象の死者が「先祖」から特定の故人へと変わってきているなか（小谷2010）、祭祀の継続は、その死者を知らない子孫の出現によって不可能になってきていることは明らかである。死者を偲び、悼むという行為は、行為者にとって死者と対峙する大切な時間であり、強制や義務、規範意識でおこなうものではない。

墓の問題を考えると、遺骨の収蔵場所としての機能をどうするかということと、死者をどう偲ぶかということとを分けて考えなければならない。火葬の普及で定着した「〇〇家の墓」は、この二つの機能をどちらもあわせ持っていた。しかし、遺骨が納められている墓を守っていく子孫が未来永劫にわたって存在し続けるという確証は誰にもないことは、本稿で何度も述べた。

一方、死者がどう偲ばれるかという視点は、私たち一人ひとりがまわりの人とどう縁を築いてきたかにかかわることであって、個人個人の問題であるといっていよう。遺された人が死者を忘れない限り、死者は文化的には死んでいないともいえる。とはいえ、死者はいずれ忘れられる存在であることを私たち一人ひとりが覚悟する必要がある。

遺骨の収蔵場所としての機能は多様化し、あるいは無形化しても、死者を大切に思う遺された人たちにとっては、死者と対峙し、偲ぶ装置は必要だ。墓のかたちが多様化するなか、死者をどう偲ぶかという墓の機能を生者に対してどう担保するかについても、みんなで考えていく必要がある。

死者を忘れず、日常のふとした瞬間に思い出し、故人を偲ぶという行為は、遺された人が生きていく上での大きな原動力になる。誰もが安心して死を迎えられる社会の実現のためには、死にゆく人、遺される人の両方の観点から、死の安寧を保證するお墓のあり方を考えていかなければならない。

（研究開発室 こたに みどり）

【参考文献】

- ・小谷みどり，2015，「偕老同穴、今は昔？」『Life Design Report』（Spring 2015. 4）：49-52.
- ・小谷みどり，2010，「お墓のゆくえ」『Life Design Report』（Summer 2010. 7）：4-15.
- ・小谷みどり，2005，「墓に関する意識」『Life Design Report』（2005. 1）：24-31.